

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第22条の適合基準

			適用事業規模			
1. 基本的事項について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(1)	抑制区域	事業区域に抑制区域が含まれていない。 又は、抑制区域を含むときに該当する許認可権限者との協議が済んでいる。	○	○	○	○
(2)	住民説明	地域住民等への説明会等が終了した。	○	○	○	○
(3)	配慮施設	要配慮施設を管理する者への説明会等が終了した。	○	○	○	○
(4)	特措法等	「電気事業法（昭和39年法律第170号）」及び「再生可能エネルギー電気の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に定められた基準を満たしている。	○	○	○	○
(5)	暴対法	事業者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に定める暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者でない。	○	○	○	○
2. 防災安全対策について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(6)	施設材料	事業施設を構成する材料の成分（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等）や破損時の成分流出について、国の基準を満たした安全対策がなされている。	○	○	○	○
(7)	異常気象	昨今の異常気象を考慮に入れた事業施設の耐久性や安全性について、国の基準以上の十分な検証と安全対策がなされている。		○	○	○
(8)	形質変更	「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき、土地所有者責任を理解した上で、異常気象時への対応や地質も考慮した安全対策がなされている。		○	○	○
(9)	緊急体制	突然の事故や災害が発生したときに、即時に現場に行くことが可能で緊急対応する職員を確保し、親会社を含め責任をもって復旧対応できる体制となっている。		○	○	○
3. 自然環境との共生について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(10)	景観・光害	事業施設の周辺に対しては、太陽光の反射を防ぐ植樹等の目隠しを施すと共に、周辺環境と調和するような外観や色彩にする計画となっている。	○	○	○	○
(11)	森林・植物	希少植物や保護林等の生息域を避けると共に、森林を3,000㎡（都市計画区域で非線引き区域の開発行為申請面積）以上を伐採しない計画となっている。		○	○	○
(12)	生態系	絶滅危惧種とされた動物や鳥類、爬虫類の生息域を避ける計画となっている。		○	○	○
(13)	水質・排水	雨水流出量の算出に用いる流出係数を1.0とし、豪雨時にも対応できる排水施設、調整池、沈砂池等を設けると共に、濁水や水質悪化に対しても十分に配慮された計画となっている。		○	○	○
4. 生活環境の保全について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(14)	敷地管理	事業区域及びその周辺地においては、資材や廃棄物、雑草等の適正な管理及び周辺の自然環境の保全に努める計画となっている。	○	○	○	○
(15)	廃棄物	開発工事、事業活動及び事業終了において排出される廃棄物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理する計画となっている。	○	○	○	○
(16)	騒音・振動	事業施設は住宅から50m以上離隔すると共に、一番近い住宅で測定される騒音を40dB以下、振動を55dB以下となる計画になっている。（騒音規制法、振動規制法より）		○	○	○
(17)	低周波電磁波	事業施設から出る低周波電磁波は、「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年省令第52号）」第27条の2で示す基準（200マイクロテスラ）以下である計画となっている。		○	○	○
5. 事業の管理運営について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(18)	事業名称	名称については、事業開発を行う親会社の名称を付し、最終的な責任者が分かる名称となっている。（資本に基いた関係性が理解できる名称）	○	○	○	○
(19)	親会社	親会社が変わるときは、遅滞なく関係者に報告すると共に、最終的な責任関係が分かるよう事業名称の変更を求める計画となっている。	○	○	○	○
(20)	表示と連絡先	事業区域への出入り口には、事業概要を記載した看板を設置すると共に、連絡先を明示し苦情等の対応に誠実に対応する体制が整っている。	○	○	○	○
(21)	事業変更	事業内容を変更するときは、遅滞なく関係者に報告すると共に、既存の協定や地元貢献内容等を維持していくことを約する計画となっている。		○	○	○
(22)	積立金	事業を終了し施設等を撤去するときや会社の倒産等により事業継続が出来ないときに原状回復するために、事業資金とは別に相当額の資金を積み立てる計画となっている。		○	○	○
(23)	事業承継	事業を別の者に相続、譲渡、売却、移管等をする場合、遅滞なく関係者に報告すると共に、既存の協定や地元貢献内容等を維持していくことを約する計画となっている。		○	○	○
6. 地域への裨益について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(24)	地域住民等への貢献	地域住民等の住民活動や日常生活に対して具体的に貢献できる内容を盛り込んだ協定について、地域住民等と締結する計画となっている。		○	○	○
(25)	地域経済への裨益	浜田市地域の経済にとって、地元雇用、事務所設置、地元事業者の活用などの地元経済への波及効果が期待できる計画となっている。			○	○
(26)	エネルギーの地産地消	事業所で発電あるいは使用する電気が、地元でも消費・活用できるようなエネルギーの地産地消となるような計画となっている。				○